

古資料よりみた

明治二十年頃の池田村(二)

高藤 達 喜

(会員 佐伯市池船町)

池田学校と教育事情

前章でもふれて置きましたが、明治十三年四月に発布された「教育令」の第九条に基づいて、翌十四年に小学校の設定区域ならびに校数が定められた。設置区域は四三区とし、本校四三校、分校二四校が設けられた(佐伯市区域内で言えば第三十区の池田村に池田学校が置かれた)。学校が出来ても設備は貧弱で、教科書も定められたものではなく、各村で調達したものを使っていたようである。

池田学校書物 何何冊

同生徒高机 何程

同腰掛 同

右ハ兼テ申通シ

有、書物不足致居

リ候ハ、悉皆之

ハカリ、使へ御渡

シ可有、且、ツク

工・腰掛何二程ト

調査是又一同、相

渡候様取計相成

度、此段至急及

掛合候也

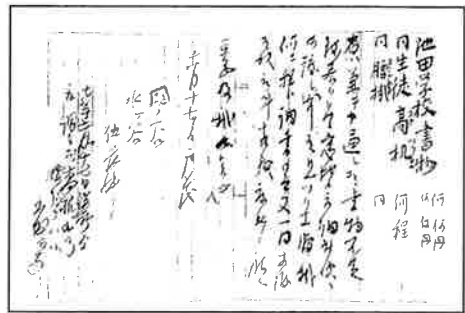
六月十七日 戸長

岡ノ谷 水ヶ谷

廿年六月十七日 役所方

取調之内 高机 九脚

伍長中



池田学校の書物・机等の調査依頼状

【註】 池田学校は水ヶ谷地区に在った。

当時、学校では、教本として「寺子教訓書」、「初登山手習教訓書」、「俗文写」、「消息往来」、「庭訓往来」などが使用されていた。これらの教本は江戸時代末期まで寺子屋で使われていたものであるが、これらは教科書が整備され、体系化されるまで当面採用された（教育勅語が頒布されたのは、三年後の明治二十三年十月三十日である）。それにしても、室町後期より勃興した童児に対する教育は、先ず「書き」であり、次に「読み」であった。つまり教本に沿った手習いを先ず行い、それから文字の読みや、内容を理解する所謂読み方に入る訳である。江戸元禄期になって商人層の台頭をみるに及んで、ようやく算学についての求めに応じて算盤（算術）がそれに加えられた。

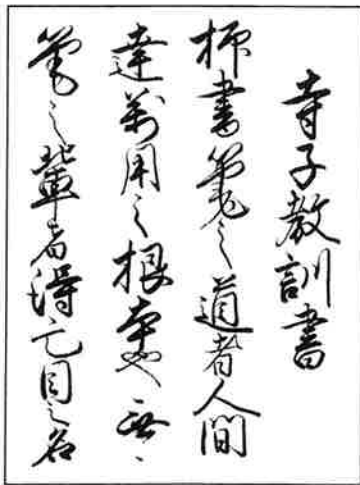
ここで、該学校に於ける教本の内容についてみる事とする。

一、寺子教訓書

抑、書筆之道者、人間達ニ万用ニ之根本也。無筆之輩者、得ニ亡目之名、其身計之非ニ恥辱、令ニ腐ニ師匠・父母之名也。年闋老来、後悔千萬也。幼稚之時、不レ随ニ師命、不レ恐ニ親仰、未練第一ニ而逃ニ寺下、不レ学ニ一字一文ニ而、譬者、竜宝山共如レ不レ得ニ金玉、無芸能故、每座赤面至極也。（以下略）

【註】

これは童児が寺子屋で学ぶ際の、心得や諭しを書いたもので、教訓書の最後には、「有心之小人者可レ嗜ニ諸道芸能ニ者也。依教訓書如「件」とあ



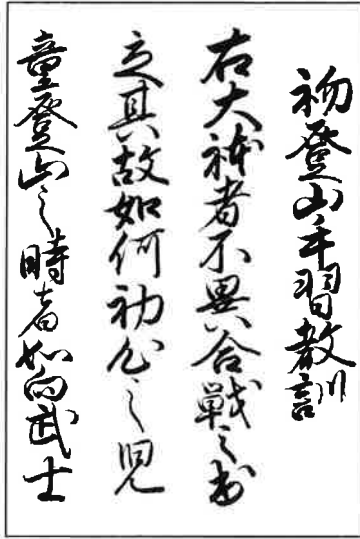
寺子教訓書

る。これらの教訓は後述する消息往来や庭訓往来から多くを引いている。

二、初登山手習教訓書

右、大体者、不<sub>レ</sub>異合戦之出立。其故、如何初心之兒童登山之時者、如<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>武士之戰場<sub>一</sub>、師匠者如<sub>二</sub>大将軍也。硯・墨紙等者、如<sub>二</sub>武具類<sub>一</sub>也。卓・机者如<sub>二</sub>城塙<sub>一</sub>、筆者打者如<sub>二</sub>太刀・長刀<sub>一</sub>、戦与手習完以同事也。(以下略)

【註】これも初めて寺子屋に上がる時の、心得を述べたもので、友達との喧嘩口論や悪い遊戯を慎む事と



初登山手習教訓書

か、早天に起床して、手水・結髪し、手習所に出かける時や帰宅の時は父母に告知する事とかを説いている。

三、俗文写

高麗新渡之茶碗、不<sub>レ</sub>懸<sub>二</sub>御目<sub>一</sub>候。然者、来月三日、近隣之衆中申請候間、於<sub>二</sub>御手透<sub>一</sub>者、昼間<sub>一</sub>御出奉<sub>レ</sub>待候。日上。

御所持之風爐釜、從<sub>二</sub>丹阿弥方<sub>一</sub>、芦屋相極之由申来候。瀬戸之水指求申候間、懸<sub>二</sub>御目<sub>一</sub>候。



俗文写

恰好御氣入候者、御留置可レ被レ成候。

【註】俗文とは通俗体のわかりやすい文章のことで、江戸時代一般の者が好んで使った文体であるが、矢野龍溪によれば、「日本の俗文も亦、漢文の句調に近似し」と云っている。(経国美談)

#### 四、消息往来

凡、消息者、通ニ音信贈答安否、近所遠国長途不限ニ何事、人間万端達レ之基也。先、書状案文手紙取扱レ之文字、一筆啓上仕、致ニ啓達、令レ啓之類又者以ニ手紙申入、尊書・尊翰・貴



消息往来

【註】この消息往来はいわゆる「往来物」の一種で、著者は未詳。内容から室町時代初期の作と言われている。右筆寿哲が文明十八年(一四八六)に書写したものが現在唯一の伝本と言われ、加茂参籠の後に招きたいと申し送る状。四天王寺の塔供養に同道するよう誘う状。上洛用の馬を贈る状。与州より入洛した事を報じ、訴訟解決を促す状。領家の地頭下着の際、裁許あるべき由を知らせる状。など五条・九通より構成される武家用の消息手本である。そもそも消息とは、他人の安否を問い、自分の用件を伝えて心の不安を消し息(や)むのを消息と言う。往来物とは日常生活に必要な知識を往復の手紙文の形で記した書物であるが、この消息往来の、版ものにされた数は夥しい。特に寛政五年(一七九三)に高井蘭山が編集刊行した「凡消息者音信を通、近所遠国不限何事人間万用達之元也。」で始まる「消息往来」、つまり、ここに例示

略) 簡・貴札・御状・芳墨・御紙面・紙上・剪紙拝見披 閣致仕 令候間、扱又時候正月者青陽(以下

しているものは、版を重ねて流布したのみならず、多くの類書を輩出して、往來物そのものの発展と普及に大きな役割を果たしたものである。とまれ、池田学校で使用された消息往來には、返り点・送りかな・振りがな等が付してあるので、習字手本としてだけでなく、主にその読みを学習させようとしたと思われる。

五、庭訓往來（五月狀(往)後半部）

以二人夫、可レ送ニ賜之候。此外、打銚子・金色提子・青漆鉢・茶碗具・高杯・懸盤・引入合子・盃・油・蠟燭・鉄輪以下進ニ注文。悉以借預者、可レ進ニ使者也。家人・若党并家來之仁等、皆以無骨田舎人也。配膳・勸盃・料理・包丁、或盛物以下、故實職者、一両輩可レ令ニ雇給也。万事奉レ成ニ父母思候。敢以不レ可レ被ニ棄捐。併期ニ參拜。不具謹言。

五月九日 左京進平

進上 藏人將監殿 御館

【註】

この庭訓往來は、教科書としての編集体裁がとっている点、採録してある教材が充実している点、普及の期間が長く、写本の種類が多いという諸点から、往來物の中では抜群のものと思われる。では、この作者や時期はいつかと言う事になるが、作者は学僧玄惠（一二六九—一三五〇）で鎌倉末期から南北朝期にかけて、仏教・儒教・和学などは幅広く深い教養を修めた当代の碩学と言われた人である。とされているが、確証を欠き、内容より中層武家の著との説もある。が「庭訓」研究者の石川松太郎氏は否定されている。又、この成作時期についても、諸説があるが一心、南北朝後期から室町初期にかけての頃と推測する（日本教科書大系・往來

以人更之賜之并打銚子  
金足院を源清庵を  
言杯懸盤引入合子盃  
油蠟燭鐵輪以下進注文  
悉以借預之遣使者也  
家人若党若党等並家來之仁  
皆以無骨田舎人也配膳  
料理包丁或盛物以下故  
實職者一両輩可令雇給  
成父母思候也万事奉  
成不具謹言

庭訓往來五月狀(往)後半部

編)。内容については、一年十二カ月分に手紙文を配して、一カ月往・返二通ずつ計二十四通と「八月十三日状」(將軍家若宮參詣の行列の状況)一通との計二十五通から構成されている。各手紙の主題は、新年の会(正月)、詩歌の宴(二月)、地方大名の館造(三月)、領国の繁栄(四月)、大名高家の饗応(五月)、盜賊討伐への出陣(六月)、遊伎の競伎会(七月)、司法制度・訴訟手続・將軍の威容(八月)、寺院における大法会(九月)、大齋の行事(十月)、病氣の治療(十一月)、地方行事の制度(十二月)である。この「庭訓」は江戸時代より明治初期にかけて、庶民の家庭教育ないし寺子屋用の教科書として盛んに学ばれた。該池田学校では、これを讀本(本文を成している文字について、その読みを主に学習させる事を目的とする)ではなく、手本として、つまり習字のみを目的として利用したと考えられる。その根拠には次の六つの特徴がみられるからである。

- (1) 大きい型(美濃判・超大判)に製本してある。
- (2) 一頁を、四・五行程度にしてある。

(3) 行書体で、中に御・候・謹言などを草書体にして混入してある。

(4) 一行を九〜十五字詰におさえてある。

(5) 口絵や頭書くちがしなどをおいてないし、頁数もつけない(消息往来には頁数をつけている)。

(6) 句読点・送り点・送りがな・振りがな等はない(ここに記載の五月状(往)には、句読点や送りがな・振りがなはあるが、これは筆者が勝手に付けたもので、手許の資料にはない。白文である)。

該校で学習する児童の年令は七・八才から十三・四才位と思われるので、庭訓の本文そのものを手習わせることで、読むことへつなげようとしたのではないだろうか。

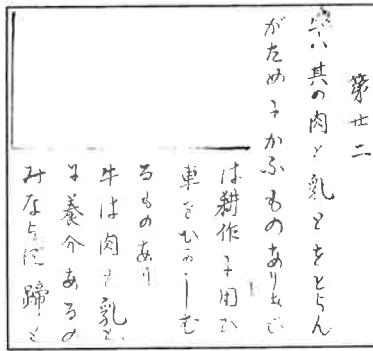
ここで、前掲の庭訓往来五月状(往)の大意を記すとこの書状は、日頃の無沙汰を詫び、家財家具名とその借用についての申し入れである。

「(お借しいただけるのでしたら)人夫に持たせて下さいませ。長い柄のついた銚子や金色の小鍋形の酒具などすべてお借し下さいますなら、使者を指し向

けましよう。家来達は皆礼儀作法をわきまえない粗野な者ですので、配膳から客の接待や料理道を心得た故実の識者を、ひとりふたり雇えるよう手配をお願いいたします。あなたを父母と思ひ、すべてお指図に従いますので、どうか、お見捨てにならない様にお願ひ申し上げます。」

以上、五つの教本のほか下級者用に次の様な平がなまじりの読本があった。

「牛ハ其の肉と乳とをとらんがために、かふものあり、あるひは耕作に用ひ、車をひかしむるものあり。牛ハ肉と乳とに養分あるのみならず、蹄と骨とにい



池田学校初級読方教本

たるまで、みなそれくゝの用ありて、すつるところまことにすくなし。」

「石炭ハ烏石又燃石ともいふ。其の色黒くして、漆の如く質脆くして碎けやすし。

汽車・汽船其の他蒸気機関車のたきものにハ、みな石炭を用ふるなり。」

「すべて人は、読むことと書くこととを学ぶべし。又物の計かぞへかたを知らざるべからず。」

などである。さて、この様に一応「読み」と「書き」について述べてきましたが、物の計へかたを知らざるべからず」と言う通り次に大切なのが算盤である。当時の計算技術はどの程度のものであったか、手許の古資料から順次紹介することにする。

その前に当時の算術は、どの様な段階を踏んで教授されていたのであろうか。明治二十年一月十一日に、すでに四版もの発行をみた愛知県士族尾関正求著の「数学三千題」(明治十二年一月に文部省検定済)によれば、初級編は加減乗除、最大等数・最小倍数、分数化法・分数加

減乗除、小数化法・小数加減乗除、循環小数化法・循環  
 小数加減乗除、度量表。中級編となると、単比例、合率  
 比例、連比例、按分比例、単利法、重利法、和較比例。  
 上級編では、累乘法、開平方、開立方、数学級数、幾何  
 級数、求積問題となる。

それでは、該学校での算術はどの様なものだったかを  
 教本から数例挙げてみることにする。

問。今三貫百六十八文ヲ以米ヲ買置、十式文高クウリ、  
 壹斗三升式合益ト言フ。買置値段何程ト問

答曰。四十八文

術曰。元錢を置、高ヲ以割十式益米ヲ以割二十之二

定法二分ヲ加二十〇式分五厘是ヲ開平方法四ツ五分内定法

五分ヲ減余ニ高起十二文をかけ四十八文と成也。

問。今大斜三十間、中斜廿一間半、小斜十五間、中  
 釣、左股何程ト問。

答曰。

四百六拾肆式合五寸

一 式百六拾五坪

一 九百坪

術曰。中斜幕ノ内ヨリ減二小斜幕一余ヲ加二大斜幕一 実ニ  
 置、大斜ヲ倍ニシテ実ヲ割、左股ヲ得ル

【註】幕ベネとはこの場合平方のこと。

◎左股の値は十八間九尺五寸。中釣は拾間老尺六寸。  
 相応開平方

問。古坪百三十式歩有、上八間、下十四間、豎十式間

ニテ是ニ相応シテ五百廿八坪取、上・下・豎何程ト言。

答曰。上十六間

下廿八間

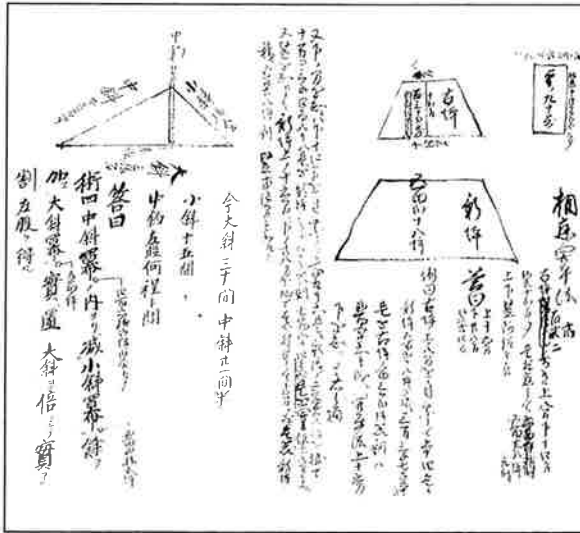
豎廿四間

術曰。古坪ノ上ノ八間ヲ自乘シテ六十四、是ニ新坪五百  
 式十八坪ヲ掛、三万三千七百九十式 是ヲ旧坪ノ百  
 三十式坪ヲ以割ハ、式百五十六ト成、開平方、上  
 十六間、下ヲ知ルニモ右之通。

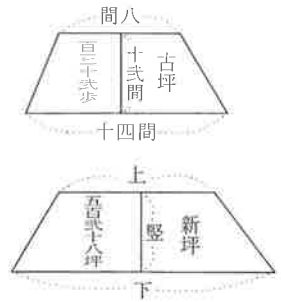
今三ノ百六十八文ヲ以米ヲ買置、十式文高クウリ、  
 壹斗三升式合益ト云實ニ買置値段何程ト問  
 答曰四十八文  
 術曰元錢を置、高ヲ以割十式益米ヲ以割二十之二  
 定法二分ヲ加二十〇式分五厘是ヲ開平方法四ツ五分内定法  
 五分ヲ減余ニ高起十二文をかけ四十八文と成也。  
 問。今大斜三十間、中斜廿一間半、小斜十五間、中  
 釣、左股何程ト問。  
 答曰。四百六拾肆式合五寸  
 一 式百六拾五坪  
 一 九百坪  
 術曰。中斜幕ノ内ヨリ減二小斜幕一余ヲ加二大斜幕一 実ニ  
 置、大斜ヲ倍ニシテ実ヲ割、左股ヲ得ル



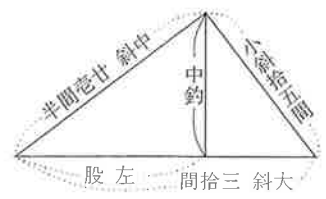
又、下ノ間ヲ知ニハ下十四間ヲ自乘シテ百九十六、  
 是ニ新坪ノ五百式十八坪ヲ掛テ十万三千四百八十八、  
 是ヲ古坪之百三十式ヲ以割ハ七百八十四ト成、  
 是ヲ開平方廿八間ト成。又豎ヲ知ルニハ新坪上ノ十六間、  
 下ノ廿八間ヲ加テ是ヲ折半シテ廿二間ト成、是  
 ヲ以新坪ノ積五百廿八坪割ハ、豎廿四間ト出候也。



池田学校算術教本



【註】開平方とは平方に開くこと。  
 (つまり平方根)



前掲の三題は、共に上級程度で、初級程度なら加法の場合、

問。金三万五千四十三円五十六銭、三百八十七円九十七銭、九千八百廿円三十一銭あり総計幾何。

乗法では、  
 問。物数三千四百八十五個に六個を乗ずれば幾何。

中級程度となると、例えば、  
 問。車夫あり、或る駅より東に走ると廿一里三十町四十五間及び十八里廿五町三十間なり。然るに夫より方向を転じ、西に走ること廿里三十五町廿七間

なり、尚幾里程にて元の駅に復すへきや。

更にもう一問、

問。旅人あり、日出より日中までに八里を歩行し、其

一里を歩す毎に四十一分三十二秒を費せしと言。

日出の時幾何。

以上、「読み」「書き」「そろばん」について、当時の  
教本から見て来た訳であるが、池田学校の教育水準はな  
かなかのものであった事がわかる。

## 池田村史乗断片

ここで暫時、学校をはなれて、目を該村の日常生活  
に転じてみたい。村内の農家は牛を飼つていた訳  
であるが、この牛に疫病が発生したのである。因に大分  
県は、この年に虎列拉が大坂府下及び兵庫県下に流行、  
病勢猛烈に付き、予防に注意するよう県令名の諭達を發  
した。人・畜両方面よりの疫病の襲来は、村民にとつて  
大変深刻な事象であつた。その中で、目下の厄災が「類  
似牛疫」である。

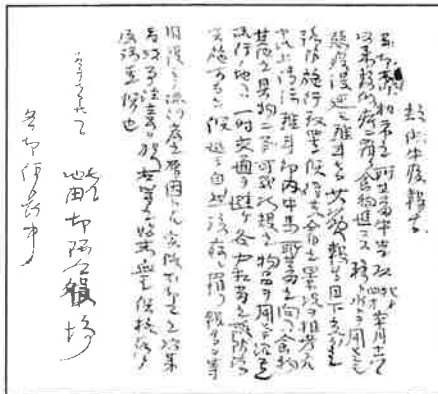
### 類似牛疫報告

当村石川和市之所畜牛舌頭(四才)本月十六日以来

類似症ニ罹リ食物進マス糠ト水ト用ヒシモ悪疫漫延モ難  
計<sup>がた</sup>旨其筋ハ報告目下充分之予防施行致置候

得共 今日之景況ヲ推考スルヤ此上伝染難計

村内牛馬所畜之向へハ食物其他之具物ニマデ可成所規之  
物品ヲ用ヒテ 躍進流行ノ地へハ一時交通ヲ避ケ 各戸  
相当之予防法実施可有之候 追テ自然該症ニ罹リ報告  
ヲ等閑視シテ流行症之原因トナル 實際不都合之次第ニ



類似牛疫報告書

付諸事注意ヲ加ヘ右等之始末無之候様予メ及諭達候也

十九年七月廿一日

長谷村聯合役場  
池田 長谷村池  
田村役所

【註】牛疫ウシノコレラとは、多くは牛の熱性流行病。病原体はウイルスで伝染力が強く急性で激しい。発病すると呼吸器・消化器などがおかされ、五・六日で死亡することが多いとされている。

更に、この年は強大な台風に襲われ、特に畑の損害は甚大で、荒地となった畑地については、免租手続きの為、損害状況調査を行なった。

兼テ御届出相成候過日暴風雨ノ際 畑方荒地成之箇所  
一應免租之願ヲ出シ 一筆限り取調ヲ要スル次第ニ付  
至急其筋へ進退致置候ニ付 其向限り一筆宛ツ、地所帳  
ニ寄り荒地取調可致候様  
此段相達候也  
十九年九月廿日 池田村役所  
田村役所  
伍長 内田金太郎殿  
この様な日々の暮しに密着した、謂わば生活臭紛紛たる役所からのお達しの中にも、文化的薫りのするものもあつた。  
〈宮崎安貞追善寄附金ノ依頼状〉  
福岡県故ノ宮崎安貞ハ有名ナル農学者ニテ農業全書ヲ著述セシ人ナリ 然ルニ行年七十五才死去 依テ該県有志者発起ヲ以テ 多少捐金ヲ各宛ニ申受 建碑ヲ設立シテ 同人ノ英誉ト徳沢トヲ紀念スヘシ 斯レ奨励ス  
十九年六月九日 池田村 戸長  
内田与一殿  
其他有志者御中

台風による被害調査依頼状

福岡県故ノ宮崎安貞氏ノ追善寄附金ノ義ハ 至急御差  
出方有之度 此段相違候也

十九年六月十八日 長谷村役所 長谷村池田村役所

内田伍長どの

【註】 宮崎安貞(一六二三—一九七) (元和九年—元禄十年)

近世前期の代表的農学者で、安芸国(広島県)広島藩土宮崎儀右衛門の次男として生まれた。二十五才の時、筑前国福岡藩主黒田忠之に仕え、禄二百石を受けたが、のち暇を乞うて筑前国志摩郡女原村に退き、農業生活に入った。その間、中国の農

福岡縣故ノ宮崎安貞氏ノ追善寄附金ノ義ハ至急御差出方有之度此段相違候也  
十九年六月十八日 長谷村役所 長谷村池田村役所  
内田伍長どの

宮崎安貞追善寄附金ノ依頼状

書本草書の類を参考にし、又、山陽道から畿内・伊勢・志摩の諸国を巡って老農の説を聞き、その見聞と農耕の体験とによって一六九六(元禄九年)彼の唯一の書「農業全書」を著し、翌年七月その公刊の月に病没、女原村池内小松原に葬られた。

「農業全書」は江戸時代前期の代表的農書である。本論の十巻は農業総論・五穀之書・菜之類二巻・山野菜之類・三草之類・四木之類・菓木之類・諸木之類・生類養法に分かれ、他に本書の校訂者である貝原益軒が、勸農に関する為政者の心構えを説いた付録一卷がある。主軸をなすものは、著者数十年の郷村生活によつて得た経験と諸国巡歴による見聞である。従つてそれが百姓の為の技術書として広く世間に流布し長く農書の規範となつた。池田村が組合勤勉貯蓄規約を制定した理念の一つに、「公利モ興スベク、公益モ興ルベシ」と挙げた通り、故の農業研究の先駆者の徳沢に<sup>あきのり</sup>応える素地は十分にあつたればこそ、戸長山名諒記の誘<sup>いじま</sup>勧に<sup>あきのり</sup>応ずる者が尠くなかつた訳である。

「昔、かべのなかよりもとめ出でたりけんふみの名は……」の一文を想起させる様な事象が、最近起こったのである。それは、拙宅の向かいにお住まいの茶道裏千家の先生 内田善久宗幸氏のご実家(下久部区岡ノ谷の旧家)の襖の中から、主に明治十九・二十年頃の古資料の類が多数発見されたのである。

今回、内田氏より該資料をご提供いただきましたので、先ずバラバラになっていた資料を、各種公達文書類・村内各種調査資料・村役所等への諸届書類・池田学校関係教本類などに分類し、各資料の連係を図って、当時の池田村の景況を浮き彫りにしようと思掛けた。この資料の中で特に珍しかったのは、殆ど欠損のない形で残っていた庭訓往来と消息往来で前者は手習教本として、後者は読み方教本として使用されていたものである。その他、建久四年五月晦日付けの梶原平三頼時が曾我太郎にあてた、当月廿八日の夜の曾我兄弟の敵討ちの顛末を認めた所謂「曾我状」を手習い用に書き写したものである(天保九戌年三月吉日、久部村岡ノ谷 長太郎の署名がある)などである。

それにしても、実に百六十年余年も前からの貴重な資料が大量に、かつ損傷も少なく保存されていた事は驚異であり、郷土史を聊かでも研究する者にとっては、誠に有難く掛替えのないものに思われる。擲筆するにあたって、こゝに改めて内田善久氏に対し心より感謝申し上げます。

【参考資料】(1) 日本歴史大辞典 (2) 日本近代紙幣総覧

- (3) 国史大辞典 (4) 佐伯市史
- (5) 庭訓往来 その他

### 川名のルーツ

◆堅田川 番匠川と合流してすぐ海に注ぐ川で、河口近くは低湿地をもつ。堅田と呼ばれる地区はここにあり、泥谷(ひじや)集落もあるので、カタは濁と思われる。

◆波越川 堅田川との合流点近くに波越集落がある。砂地をあらわすナゴに起因するか。もしくはナンは鳴、ゴは川。背後に波越峠があるので、峠越しとの関連か。

◆山口川 川沿いの道が山間部に入るところに山口集落。その通りに山の入り口ととってよいだろう。あるいは山役人の居住地に関係するか。(『日本全河川ルーツ大辞典』)